

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。

第五条、第六条第一項及び第七条中「十五年」を「二十年」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2 項職員
1 年未満	円 49,000
1 年以上 2 年未満	49,000
2 年以上 3 年未満	49,000
3 年以上 4 年未満	49,000
4 年以上 5 年未満	45,500
5 年以上 6 年未満	42,000
6 年以上 7 年未満	38,500
7 年以上 8 年未満	35,000
8 年以上 9 年未満	32,200
9 年以上 10 年未満	29,400
10 年以上 11 年未満	26,600
11 年以上 12 年未満	23,800
12 年以上 13 年未満	21,000
13 年以上 14 年未満	18,200
14 年以上 15 年未満	15,400
15 年以上 16 年未満	12,600
16 年以上 17 年未満	9,800
17 年以上 18 年未満	7,000
18 年以上 19 年未満	4,200
19 年以上 20 年未満	1,400
<p>備考</p> <p>1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条第 3 号の職員となつた日以後の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「2 項職員」とは、第 2 条第 2 項の職を占める職員をいう。</p>	

50,000	円
50,000	
50,000	
50,000	
50,000	
45,000	
40,000	
35,000	
30,000	
26,000	
22,000	
18,000	
14,000	
10,000	
6,000	
3,000	

別表中

70,000	円
70,000	
70,000	
70,000	
70,000	
65,000	
60,000	
55,000	
50,000	
46,000	
42,000	
38,000	
34,000	
30,000	
26,000	
22,000	
18,000	
14,000	
10,000	
6,000	

を

125820°

附 則

」

」  
2,000

この規則は、令和八年四月一日から施行する。